

過疎地域持続的発展支援事業

- 過疎地域の持続的発展に必要な人材育成事業、I C T等技術活用事業を支援。

施策の概要

- | | |
|----------------|---|
| (1) 対象地域 | 過疎地域 |
| (2) 事業主体 | ・過疎市町村
・都道府県（人材育成事業のみ） |
| (3) 交付対象経費の限度額 | 2,000万円 |
| (4) 交付率 | ・過疎市町村：定額
・都道府県：1/2又は6/10（※）
※財政力指数0.51未満の都道府県に限る |

(5) 対象事業

- 人材育成事業（過疎市町村、都道府県）

- ・地域リーダーの育成
- ・他地域との交流やネットワークの強化 等

※ 育成すべき人材（地域のリーダー）のイメージ

様々な地域組織や活動に横断的に関わる人材（横串人材）、地域資源を活用し、地場産品開発や地域PRができる人材、地域内人材と外部人材をつなぐ人材、ITリテラシーに長けた人材 等

- I C T等技術活用事業（過疎市町村のみ）

- ・集落等のテレワーク環境整備
- ・オンラインでの健康相談
- ・アプリを活用した災害情報などの生活情報配信
- ・ドローンを活用した買物等の生活支援
- ・センサーを使った鳥獣対策 等

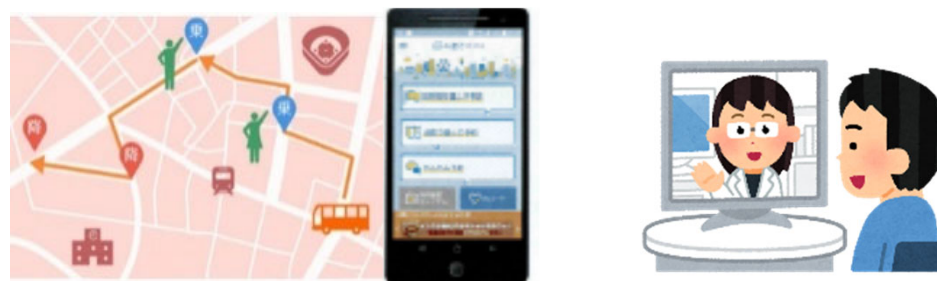
人材育成事業のイメージ



【実施例】

複数の過疎市町村を対象とし都道府県主催で行う地域リーダー育成、交流、分野別人材育成研修事業 等

I C T等技術活用事業のイメージ



【実施例】

A Iを活用した自動配車システムの構築、オンラインでの健康相談体制の構築 等